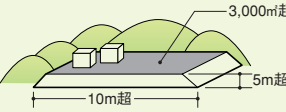
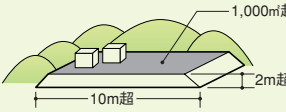


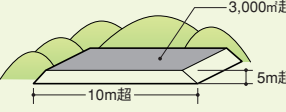
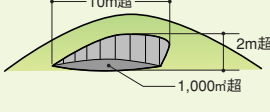
行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
工作物の増築又は改築	前頁の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡を超えるもの		
工作物の外観の変更	前頁の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡を超えるもの		

(3) 開発行為

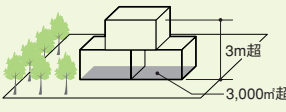
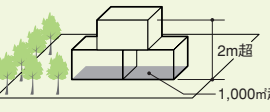
行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
開発行為	行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの 	行為地の面積1,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの 	

(4) その他

① 土地の形質の変更

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの 	行為地の面積1,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの 	

② 物件の堆積

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積3,000㎡又は物件の堆積の高さが3mを超えるもの 	行為地の面積1,000㎡又は物件の堆積の高さが2mを超えるもの 	

(5) 適用除外とする行為

届出の必要な行為であっても、景観法第16条第7項及び奈良県景観条例第9条第7項で定める行為にあつては、届出等の適用除外となります。

＜適用除外となる行為を以下に例示します。＞

■ 行為の実施による景観への影響が短期的なもの

- 仮設の建築物の建築行為など。
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、期間が30日を超えて継続しないものなど

■ 経済産業活動に伴い行われる行為で、景観に悪影響を及ぼさないもの

- 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更など

■ 他の法令により良好な景観形成のための措置が講じられているもの

- 奈良県屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物の掲出等する行為など
- 自然公園法及び奈良県立自然公園条例の規定に基づく許可等を受けて行う行為など
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による許可等を受けて行う行為など

■ 文化財としての価値を維持するためのもの

- 文化財保護法の規定により許可等を受けて行う行為など

（ ※適用除外となる行為の詳細については、奈良県景観・自然環境課へ問い合わせ下さい。）

2 景観形成の基準

景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準は、次のそれぞれの区域の基準とします。なお、この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、運用される項目が異なることがあります。

また、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

- (ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの
- (イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更
- (ウ) その他特別に配慮する必要があるもの

一般区域・広域幹線沿道区域

一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

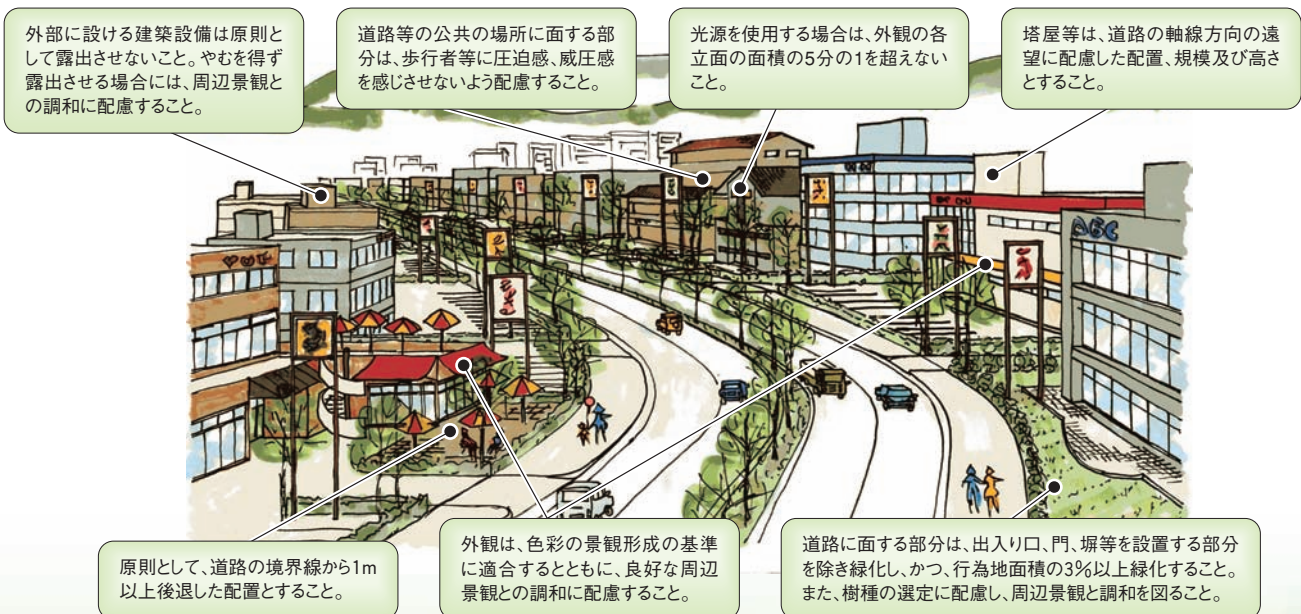
行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 (広域幹線沿道区域) 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。
	形態及び意匠	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。また、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 (広域幹線沿道区域) 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用を配慮する。こと。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
移転等 工作物の新設又は	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。

※1 主要な視点場とは「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良県景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	形態及び意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
緑化	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
		方法
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあっては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
		方法

【広域幹線沿道の景観形成イメージ】



第1種特定区域・第2種特定区域

第1種・第2種特定区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 ^{※1} からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 ^{※2} は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ペランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 (第1種特定区域) 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 7 原則として、勾配屋根とする。こと。 ^{※3} (第2種特定区域) 8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。 ^{※3}
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とする。こと。 (第1種特定区域) 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 (第2種特定区域) 4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
開発行為	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。こと。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。